



日本看護系学会協議会

ニューズレター

第4号

2004年12月31日 発行

編集発行

日本看護系学会協議会

(事務局) 〒929-1212

石川県かほく市中沼ツ7番1

石川県立看護大学内

TEL 076-281-8300 (代)

看護系学会と看護学研究者への問い —日本看護系学会協議会のこれからを考えるために



日本看護系学会協議会 副会長 川嶋みどり
(日本看護研究学会副理事長 日本赤十字看護大学 教授)

日本学術会議法の一部改正に伴う改革により、従来の研究連絡委員会が廃止されることについては、前号で金川委員長が述べた通りです。本協議会の創設が「日本学術会議看護学研究連絡委員会の活動を支援する」という目的であったことを思えば、研連の廃止に伴って本協議会の存在意義もなくなったと言え言えないこともありません。しかし、学術会議に登録済みの学会16を含む約30近くの看護系学会の集合体として、相互に情報を提供し合い、「看護」という共通基盤のもとで連携してきた過程を評価すれば、急ぎ解散する必要はないでしょう。また、看護実践のよりどころとなる看護学研究者として、昨今の看護を取りまく環境の厳しさに目を向ければ、研連支援という直接的な目的以外に、看護系学会が結集することの意義は決して小さいとは言えないのではないのでしょうか。

本協議会を存続するか否か、もし続けるとしたら活動内容をどうするのかについては、会員学会の意志によって決めなければならないのは当然です。さらに、その前提となる規約の見直しや組織のあり方についても、十分協議を経なければならないのですが、このような機会を捉えて、これからの看護系学会のありようと、その横のつながり方などについて、また、看護学研究の方向性などについても論議をして見ては如何でしょう。思いつくままにいくつかの問題を提起してみようと思います。

1. 看護の専門分化の方向をこのまますすめて行くことについて—看護は、人間の生命の尊厳を基盤に、人間を取りまくあらゆる環境や個体レベルの生活行動を視野に入れながら、全人的アプローチと総合的な見方を常に強調してきました。そこで、諸科学の成果を統合させながら、実践の科学という側面から、個別の支援の方法についての研究も求められるという特徴があります。一方、科学の進歩に伴う専門分化の方向は、それぞれの領域をさらに細分化した学会成立の契機になっているようです。これを、単に学問の進歩の必然と評価し、看護学(学会)

もまたその軌道を歩み続けてよいものでしょうか。

- 研究成果の共有と社会への公開—現に、同じ看護系学会に集まる諸学会の相互の研究成果について、看護専門職者のあいだで如何ほど情報を共有しているのでしょうか。それぞれの専門性の中に閉じこもって、業績重視の研究に終わっていることはないのでしょうか。既に先行の他領域学会でも、専門家集団内部のみでの特化された知識の占有でよしとせず、広く社会に向かって研究を公開し、成果の共有を図ろうとの兆しが見えて来ています。看護系学会の場合も、何れに所属しようかと、看護の可能性を明らかにしつつ、具体的に何ができるのか、それはどのような意味があるのかについて、社会の人々にわかりやすく説明する責務があると思われまます。
 - 後発の学問ゆえのデメリットをメリットに一—学術会議の機構改革が行われるということ、後発の学問ゆえの看護学のメリットとして、最大に活かすチャンスと位置づけることも可能ではないのでしょうか。今、求められていることは、学会数や構成人員の多さではありません。先発の学問構築の道に学びながらも、看護独自の方法論を生み出すために、新しいパラダイムのもとでの看護学研究の推進と、その成果を人々に還元する道をきりひらくことが求められていると思われまます。
 - 開かれた前向きな討論を—個々の職位や背景にとらわれず、学究的看護学研究者・専門職志向の看護実践者らが、真摯に建設的な意見を述べ合うことが、今もっとも必要であると思います。看護系学会協議会が、これまで通り、会員学会の緩やかなつながりでまとまっていることがベターなのではないでしょうか。それとも、会員学会それぞれの独自性を尊重しつつ、より強固な組織をめざすべきでしょうか。
- 看護学は何のために誰のためにあるのか、初心にかえて論議を深めたいと思います。

学会からの提言

《看護学の社会的認知と社団法人化》

日本看護科学学会理事長 村嶋幸代
(日本看護系学会協議会理事・東京大学教授)



近年、看護系大学の増加が著しいが、同時に看護系の学会も増加してきた。日本看護系学会協議会に所属している学会も28になり、看護学の知見も随分と蓄積されてきたと思う。この様な看護学の成長は、社会的にはどの様に認知されているのだろうか。筆者は日本看護科学学会理事長として日本看護系学会協議会の理事になり、この3年間協議会に関わってきた。前者の任期が平成16年12月で終了するため自動的に後者も役割を終える。その立場で執筆をさせて頂く。

学問が社会的に認知される方策の一つが、公益法人になる学会を出すことである。具体的には、看護学の学会が社団法人となることである。現在、看護学の世界には、社団法人化した学会が一つもない。医学が、各分野の一つ位ずつ社団法人として認められた学会が有ると格段の違いである。看護実践者は120万人居るというのに、その実践の基盤を支える看護学が社会的に認知されていないと言うのは大変大きな問題だと思う。看護学を基盤として活動する者の社会的発言力にも多大な影響を及ぼす。

日本看護科学学会は、文部科学省を監督官庁とする社団法人化を目指し、この5年間活発に活動を展開してきた。総会も通り、文部科学省にもたびたび足を運んで資料を整備し、準備を進めてきた。しかし、現在、社団法人化する見通しは立っていないというのが現状である。

その理由は、社団法人化するには、「その分野で唯一の学会」であることが要件とされたためである。この要件は、種々手を尽くしても、どうしても回避できなかった。この要件の意味は、①看護学を、その構造を含めて明確に説明し、②その中で一つ一つの学会を位置づける作業を行う、ということである。

この作業は、一つの学会だけでは出来ない。つまり、1つの学会が社団法人化されるためには、看護系学会の総意と後押しが必要だということになる。つまり、看護系学会から社団法人化した学会が出ることを各学会が理解されることがまず必要である。そして、求められている「看護学で唯一の学会」を作り出していく必要がある。これは、「看護系学会の社会的成熟度が測られる」ということである。

もちろん、日本看護科学学会という1学会ではなく、日本看護系学会協議会そのものが社団法人化するという事も考えられる。協議会は、折角、看護系学会がこれだけ集まっている大事な組織だからである。この可能性に関して、筆者なりに検討してみたが、最終的に日本看護系学会協議会が現時点で社団法人化の申請をすることは難しいということを感じている。その理由は、社団法人化するには、①正会員数1,000名以上、②基本財産2,000万円以上、③3年以上の活動歴、④独立事務所と専従事務職員2名以上、

⑤一般国民への啓発活動、⑥学術情報の海外への発信・国際的な活動、⑦経理処理に公認会計士の関与、⑧これらを踏まえた安定的な組織運営、が求められるからである。

日本看護系学会協議会が社団法人化することを考えるならば、先ず、協議会の「会員は誰か」「独立事務所をどの様に持つか」というところから始めなければならない。これを乗り越える方法としては、「日本看護系学会に所属する全学会の会員を正会員とし、会員学会を代議員として議決する。基本財産は関係学会が拋出し、事務所もどこかの学会が引き受ける」という手があるだろう。筆者が検討した結果、これらの物理的な条件は超えることが出来るだろうと思った。しかし、どうしても超えることが出来ないだろうと思ったのは、協議会の組織そのものの体制の脆弱さである。目下、協議会の運営に携わる理事は、日本学術会議の研究連絡委員会委員と5つの学会からの代表者で構成されている。前者は日本学術会議からの指名であり、後者は各学会からの推薦である。各学会から選出された役員は、その学会の理事(長)であることが多く、その学会での任期が終わると自動的に交替になる。つまり、協議会は、目下の所、自分の組織の役員の選出や任期の決定に、主体的には関与できないのである。自分の役員すら自分で決められない組織では、とても法人化は考えられない。そのためには大幅な規約改正が必要となる。社団法人化を行うか否かは兎も角、日本看護系学会協議会の組織の在り方は、今後考えていく必要がある。一方で、各役員は、折角各学会から選出されているながら、各学会での任期が終了してしまうと、協議会の活動をするに際しても各学会からのバックアップを求め難く、個人のリソースの範囲で活動しなければならなくなる。折角、事務所を持ち、機動力の有る学会もある中で、それも勿体ない話である。

現在、看護学がここまで大きく育ってきながら、今一つ、突破できない壁があるように思えてならない。例えば、日本学術会議の会員選出、診療報酬における看護報酬の算定、等々である。いずれも看護界が永年に渡り取り組みながら、乗り越えることが出来ていない課題である。

これを乗り越えるためには、看護学が社会の中で市民権を得る必要がある。その具体化が、看護の学会が社団法人化することなのである。看護学の世界が打ち当たっているガラスの壁のうち、他のガラスの壁の打開(例えば、日本学術会議の会員選出)が他人任せであるのに対し、看護系学会から社団法人化した学会を出すことは看護学の世界の中で取りかかることの出来る課題である。看護系学会の関係者が、看護の学会が社団法人化することの意義を十分に認識され、この問題に関心を持たれると共に、その実現に向けてご努力頂ける様、切に願っている。

平成16年度 日本看護系学会協議会 総会報告

平成16年7月9日(金) 14:30～16:30に 日本学術会議第7部会議室において、今年度の総会が開催されました。以下にその議事内容について報告します。

会長あいさつ……金川克子会長

日本学術会議 第19期看護学研究連絡委員会委員長である金川克子氏が、本協議会規定により本協議会会長に就任された。総会冒頭の会長あいさつでは「日本の看護学学術の向上に努めること、会員相互の連携を図ること」などの抱負を述べられた。

金川会長を議長として、平成16年度28会員学会のうち23学会の出席、看護学研連委員6名の出席および委任状4会員学会により、総会成立が宣言された。

報告事項

1. 本協議会会員学会状況(本年6月30日現在)
平成16年度から日本不妊看護学会が加わり、会員学会数は28となった。
2. 平成15年度本協議会役員会活動
3. 日本学術会議看護学研究連絡委員会活動
2と3については、総会に先立ち金川会長から日本学術会議看護学研究連絡委員会活動報告と、後述活動報告書により報告された。
4. 本協議会主催シンポジウムについて
「看護学研究における倫理的課題」(2004年2月8日)をテーマにシンポジウムが開催された。内容抄録は活動報告書に含まれている。
5. 本協議会および日本学術会議第18期看護学研究連絡委員会活動報告書の発行について
平成13年度から15年度の活動報告を冊子にまとめて印刷し、すでに会員学会宛て送付した。

審議事項

1. 平成15年度報告について
 - 1) 事業報告
 - 2) 決算報告
 - 3) 監査報告
- ・2) 決算報告の事業費 5看護学研連との相互協力の備考欄について、研連会議開催費とあるのを開催支援費とするのが妥当ではないかとの指摘を受け、監事と協議の上、備考欄の修正をおこなった。

- ・2) 決算報告の役員会費について、予定外の1回分を予備費からの捻出としたが、役員会費に移行することになった。以上の結果、1-1)～3)について決議された。

2. 組織変更ならびに規約改正について

金川会長より、研究連絡委員会が平成17年9月で終了することを受け、本協議会規約と細則の変更について審議された。その結果、協議会の目的内容の再検討の必要性など、本総会での審議結果をふまえ、新役員会で規約改正について検討し、必要時臨時総会を開催することが了承された。

3. 役員会の改選について

金川会長より、新役員の学会代表役員の選出は、移行期でもあり、これまでの5つの役員選出学会(日本看護科学学会、日本助産学会、日本看護学教育学会、日本看護研究学会、日本がん看護学会)から継続して代表を出してもらうことを提案し、原案通り決議された。

なお、日本学術会議第19期看護学研究連絡委員会委員6名(金川克子(委員長)、太田喜久子、高見沢恵美子、舟島なをみ、堀内成子、山口桂子)は規約により役員となる。

なお、学会代表役員の任期は1期(3年)とする。各役員選出学会は代表者を決め、山口理事に7月末までに連絡することが承認された。

4. 平成16年度事業計画について

原案通り承認された。ただし、日本学術会議の動きについての迅速な情報提供を事業の中でなされることが確認された。

5. 平成16年度予算案について

原案について、収入よりも支出が大となる理由は、移行期で役員会を2回増したこと、それに伴う交通費の増大などがあげられた。

事業費-4看護学研連との相互協力活動費の備考欄の表現の工夫を要することが指摘された。指摘事項の検討を踏まえ、原案は承認された。

6. その他

来年度日本学術会議会員選出に向けて、会員と連携会員を支援する組織としての協議会活動への期待が述べられた。

○ 本協議会主催シンポジウムの開催 ○

日本看護系学会協議会および日本学術会議看護学研究連絡委員会主催の公開シンポジウムが下記のように予定されています。当日は無料ですので、多くの方のご参加をお待ちしております。各学会の会員の方へのご周知をよろしく願いいたします。

テーマ 「今こそ求められる看護学の社会貢献-高齢者への安全と安心の提供をめざして」

- 内容
1. 高齢者の安全・安心をめざした看護技術(シンポジスト:菱沼典子先生)
 2. 災害弱者としての高齢者支援(シンポジスト:沼本教子先生)
 3. 高齢者のパワーを引き出す地域づくり(シンポジスト:小西美智子先生)

司会 川嶋みどり先生 太田喜久子先生

日時 平成17年2月12日(土) 13:30-15:30

場所 聖路加看護大学

≡ ≡ ≡ ≡ ≡ ≡ 話 題 ≡ ≡ ≡ ≡ ≡ ≡

【日本学術会議：日本学術会議会員候補者に関する情報収集について】

日本学術会議第19期は平成17年9月をもって終了となります。新たな会員選考に関し、以下のようなトピックスがホームページに掲載されています。これに関する文書がすでに看護系各学会にも送付されていることと思いますが、趣旨をよくふまえ、適切な情報を提供して行くべきかと考えます。

Hot Topics

「日本学術会議法の一部を改正する法律の一部施行に伴い、日本学術会議に外部の有識者を構成員とする「日本学術会議会員候補者選考委員会」が設けられ、現在新たな制度に基づく会員候補者選考のための検討が精力的に行われています。

優れた研究・業績を有する会員候補者について、多様な情報を幅広く集めるため、学術研究団体、大学及び民間研究機関等に対し、会員候補者情報提供の依頼を行っています。

【日本学術振興会：科学研究費補助金の審査委員選考方法の変更について】

日本学術振興会より日本学術会議会長あてに、上記に関する周知の依頼が届き、日本学術会議・看護系登録学会へは看護学研連委員長を経てすでに文書が送付されています。その主な点は、①今後は日本学術振興会が独自に審査委員を選考する。②審査委員の選考にあたり、評価者データベースの充実が必要不可欠であるため、平成17年度分に限って、日本学術会議に情報提供を依頼する。③平成18年度以降は日本学術会議に対し情報提供の依頼は行わない。当分の間は、直接、日本学術振興会あてに提供された情報はデータベースの充実に活用する。といった内容です。

平成17年度の情報提供については、看護学研連が積極的に行っていくべきかと考えますが、各学会からの情報提供も主体的に検討してください。詳しくは日本学術振興会ホームページをご覧ください。

日本看護系学会協議会会員名簿 (平成16年11月30日)

会 員 名	会 員 名
・高知女子大学看護学会	・日本助産学会
・聖路加看護学会	・日本新生児看護学会
・千葉看護学会	・日本腎不全看護学会
・日本家族看護学会	・日本赤十字看護学会
・日本看護科学学会	・日本地域看護学会
・日本看護管理学会	・日本糖尿病教育・看護学会
・日本看護学教育学会	・日本難病看護学会
・日本看護教育学学会	・日本不妊看護学会
・日本看護研究学会	・日本母性看護学会
・日本看護診断学会	・日本老年看護学会
・日本看護福祉学会	
・日本看護歴史学会	金川 克子 (看護学研連委員)
・日本がん看護学会	太田 喜久子 (同上)
・日本救急看護学会	高見沢恵美子 (同上)
・日本災害看護学会	舟島 なをみ (同上)
・日本在宅ケア学会	堀内 成子 (同上)
・日本手術看護学会	山口 桂子 (同上)
・日本小児看護学会	

日本看護系学会協議会

〈役員〉

- 会 長 金 川 克 子
- 副会長 太 田 喜久子
- 副会長 川 嶋 みどり
- 理 事 (企画) 小 松 浩 子
- 理 事 (庶務) 田 中 京 子
- 理 事 (企画) 舟 島 なをみ
- 理 事 (会計) 堀 内 成 子
- 理 事 (会計) 村 嶋 幸 代
- 理 事 (庶務) 山 口 桂 子
- 監 事 近 藤 潤 子
- 監 事 高見沢 恵美子

(いずれもアイウエオ順)

—事務局変更のお知らせ—

本協議会会長が、日本赤十字看護大学 樋口康子前会長から石川県立看護大学 金川克子会長に交代したことに伴って、事務局が変更になりました。本協議会へのご連絡・お問い合わせは下記あてにお願いいたします。

新事務局
 〒929-1212 石川県かほく市中沼ツ7番1
 石川県立看護大学内 日本看護系学会協議会事務局 (会長 金川 克子)
 TEL 076-281-8300 (代) FAX 076-281-8367
 E-mail : sawachi@ishikawa-nu.ac.jp

—編集後記—

上記の通り、会長の交代に伴い事務局が変更になりました。早いもので、本会発足からすでに4年目、発足当初は、全くの手探り状態でのスタートでした。そんな中、事務局をご担当になられた、樋口前会長の公私にわたるご尽力と日赤看護大学職員 齊藤貴子さんのご協力なくして、この礎は築かれなかったであろうと深く感謝いたします。本協議会も日本学術会議改変によって、根本的見直しを迫られていますが、ここに結集した看護系学会の力を確実なものにしていくためのさらなる飛躍をめざしてがんばっていきましょう。(k)